

各府省ヒアリングの結果要旨

【不服申立ての基本構造の例外】

- ・ 大量に行われる処分について適正に審理すべき要請に応えるため、個別法により専門的知識を有する特別の審査機関を設けている社会保険審査制度及び労働保健審査制度については、現行どおり二段階審理を存続させることが適当である。(厚生労働省)
- ・ 再調査請求については、簡易迅速性や機能してきた実績等の観点から、「審査請求」の前段階としてその存在意義が大きいと認められるもの等についても、原処分庁が対審構造をとらない簡易迅速な手続により改めて処分を見直すこともできることとすべきである。(環境省)
- ・ 公害健康被害の補償等に関する法律について、原処分庁に対する現行法の異議申立てを行うことを通じて争点を明確化することが不可欠であることなどから、異議申立前置(再調査請求前置)が必要なこと、また、処分に関する行政の統一的運用を図る必要があり、専門的・技術的知識を要するものが多いことなどから、不服申立前置を維持することが必要である。(環境省)
- ・ 特許法に基づく不服申立手続については、行審法上特例的な制度を設けるか、又は行審法の適用外として特許法上に特例的な制度を規定するかの扱いが必要。(経済産業省)
- ・ 現行の異議申立制度を存置し、二段階目としての審査請求については、行政庁における専門的知識の活用及び訴訟に移行した場合の事実関係の明確化が図れるなど、審査請求人の負担が重くなっていないと認められることから、引き続き前置主義が採用されるべき。また、異議申立て及び審査請求は、その件数からしても、訴訟の前さばきの役割が求められていることが確認できる。(財務省)
- ・ 異議申立てについては、処分庁自らが処分の見直しを行うものであることから、対審構造に適さない。(財務省)

【審理手続の内容】

- ・ 対審構造の導入、口頭意見陳述等の導入により、かえって審理の長期化が懸念されるケースも考え得るため、簡易迅速な手続を実現するため、日程の調整等による事務負担が大きい口頭審理主義ではなく、書面審理主義を維持する必要がある。(国土交通省、環境省、警察庁)
- ・ 「口頭意見陳述」の不実施が許容される場合を明記していただきたい。(会計検査院)
- ・ 処分の性質によっては、公開の対審(憲法82条)で行われる裁判とは異なる手続を導入することにより、裁判とは異なった救済を可能とすることも考え得る。(外務省)

- ・ 中間取りまとめは、第三者機関の調査審議手続に関する詳細が明らかではないが、中間取りまとめに記述されている大枠だけを定めて、それ以外の事項は第三者機関に委ねるものとする等により、手当てすることが必要である。(内閣府)

【証拠資料の閲覧】

- ・ 第三者に係る情報や税務調査のノウハウに係る情報等開示されると執行に影響を及ぼす証拠書類もあるため、審理担当官の所持するものすべてを閲覧対象とすることについては困難である。(財務省)
- ・ 「争点の明確化」や「不意打ちの防止」という目的を達成するためには、証拠資料の閲覧の拡大ではなく、これまで行ってきた当事者に対する「求釈明」等をよりの確に行っていくことが望ましい。(財務省)
- ・ 審理担当官が所持する証拠資料について閲覧請求を拒否することができる事由については、情報公開法の不開示事由と同様とする必要がある。(警察庁)

【争点及び証拠整理手続】

- ・ 争点及び証拠整理手続の実施や審理計画の策定等の手続については、審理担当官が案件ごとにその必要性を判断する仕組みとすることが適当である。(財務省，厚生労働省，外務省)
- ・ 争点及び証拠整理手続の審理の迅速化を実現するためには、当事者の当該手続に対する正確な理解及び積極的な協力が不可欠である。(財務省)
- ・ 争点及び証拠整理手続等については、それが一部の請求人により濫用されることにより、他の請求人の案件も含めての円滑な事務処理が阻害されることにならないよう考慮されたい。(国土交通省)
- ・ 争点及び証拠整理手続の実施方法については、審理担当官が争点及び証拠整理手続に付することが適当と考える案件であっても、日程調整や場所の確保によって相当の事務負担がかかるため、書面を郵送する方法等、より柔軟な方法で行うことができるようにする必要がある。(警察庁)
- ・ 同一の案件について、著しく多数の者から同時に不服申立てがなされる場合においては、現行行政不服審査法第36条による手続の併合や同法第11条第2項による総代互選命令等が措置されているところであるが、今回の改正により手続保障のレベルを上げることに伴い、更なる審理の迅速化の措置が必要とされないか、迅速化のための手続を確保することについても検討して頂きたい。(国土交通省，経済産業省)
- ・ 質問について、後日回答することが許容されることや、処分内容と関連性の認められないような質問を制限することができるとの理解でよいか。(経済産業省)

【標準審理期間及び審理状況に関する説明】

- ・ 国税に関する法律に基づく処分は、事案ごとの特性において多種多様なところがあり、審理の過程において新たな証拠が提出されること等もあり、法律に定められた処分ごとに標準審理期間を設定・公表することは困難である。(財務省，防衛省)
- ・ 標準審理期間については、各行政分野の専門性や個別の事情等を踏まえて対応することができるとの理解でよい。(経済産業省)
- ・ 第三者機関を設置している場合の「標準審理期間の設定」については、「(第三者機関への) 諮問までの期間」とし、第三者機関において別に標準調査審議期間を定めるものとする等により手当てすることが必要である。(防衛省，内閣府)

【新たな救済(裁決)の態様】

- ・ 中間取りまとめの内容は許容する。他方、これを超えて、行審法上に非申請型の義務付け裁決に係る制度を位置づけた上で、処分庁の応答義務を課し、あるいは対審構造で審理する制度設計にすることは、過剰な申立てに対応する行政コストの上昇により、優先的に対応されるべき本来業務や他の審査請求手続の遅延等が発生しかねないことから適当ではない。(経済産業省)

【関係法令・適用除外等の扱い】

- ・ 第4条第1項各号の適用除外事項については、昭和35年の訴願制度調査会答申「訴願制度改善要綱」第3の1においても示されており、対象となる処分の本質から合理性があるので、維持するのが相当である。(法務省)
- ・ 行政不服審査法第4条第1項第6号及び第9号に掲げる処分は、引き続き、行政不服審査法の適用を除外する必要がある。(警察庁)
- ・ 学校と児童生徒又はその保護者との関係は、通常の行政庁と一般国民との関係とは異なり、教育目的を達成するために行われる処分については、その特殊性から、一般的な手続の適用は、基本的に馴染まない。(文部科学省)

【行政指導に対する不服の申出】

- ・ 権限濫用型の行政指導を不服審査の対象とする場合、「許認可等」の定義は、行政手続法第34条における「許認可等」の定義(行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分)と合わせるべきである。(法務省)
- ・ 会計検査院の権限行使のうち、行政手続法第3条第1項第4号により同法の第2章から第4章までの規定が適用されないものについては、「処分以外のものに対する不服の申出」の対象にならないことを明らかにしていただきたい。(会計検査院)

【その他】

- ・ 行政の現場に混乱が生じることを回避するため，新制度の施行後に原処分を行った事案から適用されるよう，制度の移行に伴う必要な経過的措置が講じられるとの理解でよいか。（経済産業省）